

東広島市物品調達等及び委託役務に係る入札の参加資格及び契約の内容の公表に関する要領

平成21年 4月 1日制定

(題名改称)

平成24年10月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品・委託役務（東広島市物品調達及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成21年東広島市訓令第1号。以下「選定規程」という。）第2条第1号に規定する物品調達等及び同条第4号に規定する委託役務をいう。）に係る入札の参加資格及び契約の内容の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格等の公表)

第2条 物品・委託役務の入札に関し、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格

(2) 前号の資格を有する者の名簿

2 前項第2号の名簿には、当該資格を有する者の登録番号、商号又は名称、所在地、電話番号及び登録を受けた種目又は業種を記載するものとする。

3 第1項の規定による公表は、公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

4 前項の規定による公衆の閲覧は、総務部契約課に閲覧所を設けて閲覧に供する方法により行うものとする。

(契約内容の公表)

第3条 物品・委託役務で予定価格が1万円以上の契約（変更の契約を含む。以下同じ。）を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(2) 物品・委託役務の名称及び履行又は就業場所

(3) 物品・委託役務の履行又は就業を開始し、及び終了すべき時期

(4) 契約金額

(5) 契約を締結した日

(6) 契約の種類

2 課長等（東広島市予算規則（平成20年東広島市規則第13号）第2条第3号に規定する課長等をいう。）は、物品・委託役務を締結したときは、速やかに、前項各号に掲げる事項を契約締結結果表（別記様式）に記載し、これを総務部契約課長に提出しなければならない。

3 総務部契約課長は、前項の契約締結結果表をとりまとめ、毎月、これを公表するものとする。

4 第1項の規定による公表については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

5 第1項の規定による公表は、当該契約を締結した日の翌日から1年を経過する日の属する年

度の末日まで行うものとする。

- 6 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、第4項において準用する前条第4項に定める方法に加え、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うことができるものとする。この場合における公表の期間は、その都度、市長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。